平成２９年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目１番５－709号
債務者　千葉　優也
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２０４号
神奈川県逗子市桜山３丁目５番13号
債務者　宮崎　翔
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１０８号
山口市吉田3083番地　Ａ６－101号
債務者　三戸ヨネコ
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１７号
東京都昭島市玉川町４丁目８番１－203号
債務者　鈴木　あみ
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０２号
愛知県豊橋市船渡町字前田17番地９
債務者　髙田設備こと　髙田　義秀
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２１０号
愛知県豊川市本野町東浦43－２　ビートルタウンパーク街Ｂ－202、申立時の住所愛知県豊川市橋尾町郷43番地
債務者　伊藤　芹菜
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２１４号
愛知県蒲郡市水竹町横枕１番地
債務者　竹本　尚樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２１５号
愛知県蒲郡市水竹町横枕１番地
債務者　竹本　和樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８４６号
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目40番地１－409
債務者　重本　幸弘
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１４９号
東京都多摩市連光寺４丁目15番地の１フラット桜ケ丘114
債務者　永田　孝雄
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２２５号
東京都多摩市永山４丁目４番地６－202
債務者　奥田　知
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１７２号
神奈川県大和市桜森２丁目５番６号　プロシードⅡ－102号
債務者　藤田　洋子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９８号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目４番地29　メゾンヒラマ201
債務者　田村安希夫
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５１号
神奈川県大和市南林間２丁目15番22号　ハイツ白馬２－202号
債務者　古暮　文也
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７３号
横浜市磯子区岡村２丁目12番１号　パストラル磯野101号
債務者　新井　理香（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７９号
横浜市神奈川区神大寺１丁目７番16号
債務者　泉　智久
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部